

## 東近江行政組合火災予防条例施行規則

昭和59年12月27日  
中部地域消防組合規則第6号

改正	昭和62年3月30日	規則第6号	平成25年3月18日	規則第2号
	平成2年3月6日	規則第2号	平成26年3月13日	規則第2号
	平成3年3月1日	規則第6号	平成26年6月24日	規則第8号
	平成4年9月25日	規則第8号	平成28年2月26日	規則第5号
	平成6年9月20日	規則第5号	平成28年3月17日	規則第13号
	平成8年3月29日	規則第4号	平成29年3月31日	規則第12号
	平成10年3月31日	規則第3号	平成30年3月23日	規則第4号
	平成17年9月21日	規則第10号	平成30年7月24日	規則第5号
	平成18年9月28日	規則第11号	令和元年6月27日	規則第5号
	平成21年6月1日	規則第5号	令和2年9月1日	規則第11号
	平成22年2月18日	規則第1号	令和3年3月5日	規則第2号
	平成24年9月27日	規則第7号		

中部地域消防組合火災予防条例施行規則（昭和49年中部地域消防組合規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、東近江行政組合火災予防条例（昭和47年中部地域消防組合条例第1号。以下「条例」という。）第48条の規定に基づき、条例の実施のための手続き、その他必要な事項を定めるものとする。

（防火対象物の使用開始の届出）

**第2条** 条例第43条の規定による届け出は、防火対象物使用（変更）開始届出書（様式第1号の1、第1号の2）を所轄消防署長（以下「署長」という。）に2通提出して行うものとする。

（平30規則4・一部改正）

2 署長は、前項の届出書を受けたときは、検査を行い、当該防火対象物が消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第2章第3節、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第2章第2節、条例第4章から第5章までに規定する基準その他法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定で建築物の防火に関するものに適合していると認めたときは、その1通に検査済印（様式第2号）を押して返付するものとする。

（火を使用する設備等の設置の届出）

**第3条** 条例第44条第1号から第18号までに掲げる火を使用する設備等の設置の届出は、当該設備等の設置工事に着手する日の5日前までに設置する設備に応じ、次

に掲げる届出書を署長に2通提出して行うものとする。

- (1) 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書(様式第3号)
- (2) 急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備設置届出書(様式第4号)
- (3) ネオン管灯設備設置届出書(様式第5号)
- (4) 水素ガスを充填する気球の設置届出書(様式第6号)

(平17規則10・令和3規則2・一部改正)

- 2 署長は、前項の届出書を受けたときは、検査を行い、条例第3章第1節に規定する基準に適合し、火災予防上支障がないと認めるときは、その1通に検査済印(様式第2号)を押して返付するものとする。

(屋外における催しの防火管理に関する計画の提出)

(平26規則8・1条追加)

**第3条の2** 条例第42条の3第2項にかかる火災予防上必要な業務に関する計画提出書(様式第6号の2)は条例の定める日までに署長に2通提出して行うものとする。

- 2 署長は、前項の提出書を受けたときは、内容を審査し、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付するものとする。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

**第4条** 条例第45条第1号から第6号までに掲げる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出は、同条第1号にかかる届け出にあっては実施する前までに、同条第2号から第6号までにかかる届け出にあっては実施する日の3日前までに行う行為に応じ、次に掲げる届出書を署長に、同条第3号にかかる届け出にあっては2通、その他の届け出にあっては1通提出して行うものとする。ただし、同条第1号にかかる届け出については、当該届出書の提出に代えて、口頭により行うことができる。

(平26規則8・一部改正)

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書(様式第7号)
- (2) 煙火打上げ、仕掛け届出書(様式第8号)
- (3) 催物開催届出書(様式第9号)
- (4) 水道断水、減水届出書(様式第10号)

(5) 道路工事又は占用届出書(様式第11号)

(6) 露店等の開設届出書(様式第10号の2)

(平26規則8・1号追加)

2 署長は、前項の届出書を受けたときは、内容を審査し、第3号については、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付するものとする。

(洞道等の指定及び通信ケーブル等の敷設の届出)

**第4条の2** 条例第45条の2第1項の規定による洞道等の指定は、告示して行うものとする。

2 条例第45条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通信ケーブル等の敷設の届出は、指定洞道等届出書(様式第11号の2)を署長に2通提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、前項の届出が条例第45条の2第2項の規定によるものである場合においては、変更を行う事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

(1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口、その他の開口部の位置を記載した概略図

(2) 指定洞道等の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備その他の主要な物件の概要を記載した書類

(3) 次に掲げる事項を記載した指定洞道等の内部における安全管理対策に関する書類

ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。

イ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理、喫煙管理その他の出火防止に関すること。

ウ 火災発生時における延焼拡大の防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。

エ 維持管理等のために出入りする者の防火管理上必要な教育に関すること。

(平21規則5・一部改正)

オ その他安全管理に関すること。

4 署長は、第2項の届出書を受けたときは、内容を審査し、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付するものとする。

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

**第4条の3** 条例第3条第2項第3号、条例第11条第1項第11号及び第18条第1項第13号の規定による必要な知識及び技能を有する者の指定は、告示して行うものとする。

(避雷設備に関する日本産業規格の指定)

**第4条の4** 条例第16条第1項の規定による日本産業規格の指定は、告示して行うものとする。

(令和元規則5・一部改正)

(指定催しの指定通知)

(平26規則8・1条追加)

**第4条の5** 条例第42条の2第3項の規定による指定催しを主催する者への通知は、指定催しの指定通知書(様式第27号)により行うものとする。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

**第5条** 条例第46条の規定による指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては2分の1以上)指定数量未満の危険物及び指定可燃物(以下「少量危険物等」という。)の貯蔵又は取扱いの届け出は、貯蔵又は取り扱おうとする日の7日前までに、少量危険物等貯蔵、取扱届出書(様式第13号)を署長に2通提出して行うものとする。

2 前項の貯蔵又は取扱いを変更する場合にあつては、変更しようとする日の7日前までに少量危険物等貯蔵、取扱変更届出書(様式第14号)を署長に2通提出するものとする。

3 第1項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合にあつては、少量危険物等貯蔵、取扱廃止届出書(様式第15号)を署長に1通提出するものとする。

4 署長は第1項及び第2項の届出書を受けたときは、検査を行い、令第2章第3節、規則第2章第2節及び条例第4章に規定する基準に適合し、火災予防上支障がないと認めるときは、その1通に検査済印(様式第2号)を押して返付するものとする。

(標識及び表示板)

**第6条** 条例の規定による標識又は表示板の大きさ及び色は、別表第1のとおりとする。

2 少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、前項に掲げる標識のほか、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。)第18条

第1項第4号に規定する掲示板を設けるものとする。

(喫煙等の禁止場所の指定)

**第7条** 条例第23条第1項の規定による喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所の指定は、告示又は当該防火対象物の管理について権原を有する者に通知して行うものとする。

(例外規定による認定)

**第8条** 署長は、条例第17条の3、第22条の2、第23条第1項ただし書、第29条の6、第34条の3及び第36条の2の規定による認定をするときに、当該防火対象物の関係者から資料を提出させ、又は当該防火対象物の位置・構造、設備及び管理の状況を検査して行うものとする。

(平17規則10・平30規則5・一部改正)

(立入検査の証票)

**第9条** 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第4条第2項(法第34条第2項において準用する場合を含む。)に規定する証票は、消防公務之証(様式第16号)とする。

(平17規則10・一部改正)

(公示の方法)

**第9条の2** 規則第1条の公示の方法は、次のとおりとする。

- (1) 東近江行政組合公告式条例(昭和47年中部地域消防組合条例第4号)別表に定める掲示場のうち、防火対象物等が存する市町の掲示場への掲示
- (2) 消防本部及び防火対象物等が存する区域を管轄する消防署の掲示場への掲示
- (3) 消防本部ホームページへの掲載

(平18規則11・追加)(平28規則5・平30規則5・一部改正)

(防火・防災管理に関する講習の課程修了資格証明)

**第10条** 令第3条第1項及び令第47条第1項の規定により修了証の交付を消防長から受けた者で、その証明を必要とするものは防火・防災管理講習課程修了証明申請書(様式第18号)を消防長に提出するものとする。

2 消防長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をしたものが同項の講習の課程を修了した者であると認めたときは、証明書(様式第18号の2)をそのものに交付する。

(平24規則7・一部改正)

(防火管理又は防災管理に係る消防計画の届出)

**第11条** 規則第3条第1項に規定する防火管理に係る、又は、規則第51条の8第1項に規定する防災管理に係る消防計画の届出書は、署長に2通提出するものとする。

(平21規則5・平24規則7・一部改正)

2 署長は、前項の届出書を受けたときは、内容を審査し、当該防火管理又は防災管理に係る消防計画が当該届け出にかかる防火対象物又は防災管理対象物等に適応したものであると認めるときは、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付し、その内容に変更又は修正を要すると認めるものにあつては、その旨を指示して再提出させるものとする。

(平21規則5・平24規則7・一部改正)

3 前項の規定により返付された届出書は、当該届け出にかかる防火対象物又は防災管理対象物等の管理について権原を有する関係者が保管し、消防職員の要求があつたときは、提示するものとする。

(平21規則5・平24規則7・一部改正)

(全体についての防火管理又は防災管理に係る消防計画の届出)

(平26規則2・追加)

**第11条の2** 規則第4条第1項に規定する防火対象物の全体についての防火管理に係る、又は、規則第51条の11の2建築物その他の工作物の全体についての防災に係る消防計画の届出書は、署長に2通提出するものとする。

2 署長は、前項の届出書を受けたときは、内容を審査し、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る、又は、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画が当該届出に係る防火対象物又は防災対象物等に適応したものであると認めるときは、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付し、その内容に変更又は修正を要すると認めるものにあつては、その旨を指示して再提出させるものとする。

3 第11条第3項の規定は、前項の規定により返付された届出書について準用する。

(訓練実施の通報)

**第12条** 規則第3条第11項又は規則第51条の8第4項に規定する消火訓練及び避難訓練実施の通報は、実施の日の3日前までに防火管理に係る訓練については消防訓練実施計画書(様式第19号)、防災管理に係る訓練については防災訓練実施計画書(様式第19号の2)を署長に1通提出して行うものとする。

(平22規則1・平24規則7・一部改正)

2 署長は前項の通報を受けたときは、必要な指導をしなければならない。

(平17規則10・平18規則11・一部改正)

(防火管理者又は防災管理者の選任又は解任の届出)

**第13条** 規則第3条の2第1項に規定する防火管理者又は規則第51条の9に規定する防災管理者の選任又は解任の届出書は、署長に2通提出するものとする。

(平24規則7・平26規則2 一部改正)

2 署長は、前項の届出書を受けたときは、内容を審査し、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付するものとする。

3 第11条第3項の規定は、前項の規定により返付された届出書について準用する。

(平26規則2・一部改正)

(統括防火管理者又は統括防災管理者の選任又は解任の届出)

**第13条の2** 規則第4条の2第1項に規定する統括防火管理者又は規則第51条の11の3に規定する統括防災管理者の選任又は解任の届出書は、署長に2通提出するものとする。

2 署長は、前項の届出書を受けたときは、内容を審査し、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付するものとする。

3 第11条第3項の規定は、前項の規定により返付された届出書について準用する。

(平25規則2・平26規則2・一部改正)

(共同防火・防災管理協議事項の届出)

**第14条** 削除

(平24規則7・平26規則2・一部改正)

(自衛消防組織設置の届出)

**第14条の2** 規則第4条の2の15第2項に規定する自衛消防組織設置の届出書は、署長に2通提出するものとする。

2 署長は、前項の届出書を受けたときは、内容を審査し、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付するものとする。

(平21規則5・追加)

(防火責任者)

**第15条** 令第6条の防火対象物のうち、防火管理者を必要としない防火対象物の関係者は、防火責任者を定めておかなければならない。

(工事整備対象設備等着工届)

**第16条** 規則第33条の18に規定する工事整備対象設備等着工届出書は、署長に2通提出するものとする。



2 前項の届出書には、規則第33条の18の規定により、次に掲げる設計に関する図書を添付しなければならない。

- (1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事概要書(様式第11号の3)
- (2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管図又は配線図
- (3) 建築物等の付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図及び仕上表

(平18規則11・一部改正)

3 署長は、前項の届出書を受けたときは、内容を審査し、令第2章第3節、規則第2章第2節に規定する基準並びに危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3章第4節及び省令第4章に規定する基準に適合していると認めたときは、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付するものとする。

(消防用設備等の設置届)

**第17条** 規則第31条の3の規定による消防用設備等設置届出書は、署長に2通提出するものとする。

2 署長は、前項の届出書を受けたときは検査を行い、前条の届出書に係る記載内容と相違ないかを審査するとともに、関係法令の規定に適合していると認めたときは、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付するものとする。

(消防用設備等の点検結果報告)

**第17条の2** 規則第31条の6の規定による消防用設備等点検結果報告書は、署長に2通提出するものとする。

2 署長は、前項の報告書を受けたときは内容を審査し、必要と認める事項を指示し、その1通に届出済印(様式第12号)を押して返付するものとする。

(平成17規則10・一部改正)

(火災に関する警報)

**第18条** 法第22条第3項の規定による火災に関する警報に関し、火災予防上危険であると認める気象の状況は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 最小湿度 40パーセント以下で実効湿度 65パーセント以下のとき。
- (2) 平均風速が毎秒12メートル以上吹くと予想したとき。

(令和2規則11・一部改正)

(たき火又は喫煙の制限)

**第19条** 条例第23条第1項第3号の規定によるたき火又は喫煙の制限は、告示して行



うものとする。

2 前項により制限された区域には、標識(様式第21号)を掲げるものとする。

(火災等の通報場所)

**第20条** 法第24条第1項(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による管理者の指定する場所は、東近江行政組合消防本部及び出張所とする。

(平成28規則5・一部改正)

(消防警戒区域立入許可の証票)

**第21条** 規則第48条第1項第7号の規定による消防警戒区域の立入許可の証票は、消防警戒区域立入証(様式第22号)(以下「立入証」という。)とする。

2 前項の立入証は、次の各号の一に該当するもので、消防長が必要と認めた者に交付するものとする。

- (1) 官公署に勤務する者
- (2) 保険会社に勤務する者
- (3) その他消防業務に関係を有する者

3 前項の立入証の交付を受けようとする者は、消防警戒区域立入証交付申請書(様式第23号)を消防長に提出しなければならない。

(令和3規則2・一部改正)

4 第2項の規定により立入証の交付を受けた者が、消防警戒区域に立入りろうとするときは、現場にいる消防吏員、消防団員又は警察官に立入証を呈示しなければならない。

(少量危険物等の貯蔵、取扱いタンクの検査)

**第22条** 少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンクを設置し、販売し、又は使用する者の申し出により署長は、当該タンクの水圧検査若しくは水張検査を行うものとする。

2 前項のタンクの検査を申し出ようとする者は、少量タンク等水張、水圧検査申請書(様式第24号)を署長に2通提出しなければならない。

3 署長は、前項の申請書を受けたときは、検査を行い、条例第31条の4、第31条の5、第31条の6及び第33条第2項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの基準に適合していると認めたときは、少量危険物等タンク検査済証(様式第25号の1、様式第25号の2)を交付するものとする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

**第22条の2** 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(平29規則12・追加)

(公表の手続)

**第22条の3** 条例第47条の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、東近江行政組合消防本部のホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
- (3) その他消防長が必要と認める事項

(平29規則12・追加)

(施行の細目)

**第23条** この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

#### 付 則

1 この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、中部地域消防組合火災予防条例施行規則(昭和49年中部地域消防組合規則第3号)においてすでに処理された届け出、手続きはこの規則によりなされたものとみなす。

3 中部地域消防組合消防救急隊に関する規則(昭和47年中部地域消防組合規則第8号)は、廃止する。

付 則(昭和62年3月30日規則第6号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年3月6日規則第2号)

改正 平成10年3月31日 規則第3号

- 1 この規則は、平成2年5月23日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、すでになされた届出並びに手続きは、この規則によりなされたものとみなす。

付 則 (平成3年3月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成4年9月25日規則第8号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

付 則 (平成6年9月20日規則第5号)

改正 平成10年3月31日規則第3号

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際、滋賀中部地域行政事務組合火災予防条例施行規則様式第1号の1、様式第1号の2、様式第3号から様式第11号の2まで、様式第13号から様式第15号まで、様式第18号から様式第20号まで、様式第23号から様式第25号の1までに規定する様式は、平成7年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

付 則 (平成8年3月29日規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第3号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月6日規則第2号付則中、第3項を削る。
- 3 経過措置中「及び様式第26号」を削る。

付 則 (平成17年9月21日規則第10号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

付 則 (平成18年9月28日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年6月1日規則第5号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

付 則 (平成22年2月18日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成24年9月27日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1については平成24年12月1日から施行する。

**付 則** (平成25年3月18日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**付 則** (平成26年3月13日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**付 則** (平成26年6月24日規則第8号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

**付 則** (平成28年2月26日規則第5号)

この規則は、平成28年3月18日から施行する。

**附 則** (平成28年3月17日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月31日規則第12号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月23日規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年7月24日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年6月27日規則第5号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 東近江行政組合火災予防条例施行規則様式第19号及び様式第19号の2については、施行日から起算して6月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

**附 則**

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 東近江行政組合火災予防条例施行規則様式第1号の1、様式第1号の2、様式第3号から様式第11号の2まで、様式第13号から様式第15号まで、様式第18号、様式第19号、様式第19号の2、様式第23号及び様式第24号については、施行日から起算して6月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

別表第1 (第6条関係)

根拠法令	標識又は表示板の区分	大きさ		色	
		短辺	長辺	地	文字
第8条の3第1項及び第3項 第11条第1項第7号 及び第3項 第11条の2第2項 第12条第2項及び第3項 第13条第2項及び第4項	燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨を表示した標識	15センチメートル以上	30センチメートル以上	白	黒
第17条第3号	水素ガスを充填する気球の掲揚場所の立入りを禁止する旨の表示板	30センチメートル以上	60センチメートル以上	赤	白
第23条第2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識	25センチメートル以上	50センチメートル以上	赤	白
第23条第4項	「喫煙所」と表示した標識	10センチメートル以上	30センチメートル以上	白	黒
第31条の2第2項第1号 第33条第3項 第34条第2項第1号	少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	30センチメートル以上	60センチメートル以上	白	黒
	少量危険物又は指定可燃物の品名、最大数量等を記載した掲示板	30センチメートル以上	60センチメートル以上	(※注)	
	「危」と表示した標識	0.3メートル平方		黒	黄
第39条第4号	定員を記載した表示板	25センチメートル以上	30センチメートル以上	白	黒
	満員札	25センチメートル以上	50センチメートル以上	赤	白

(※注) 危険物の規制に関する規則第18条第1項第3号及び第5号の例によること。

(平成17規則10・平成24規則7・一部改正)

様式第1号の1 (第2条関係)

防火対象物使用(変更)開始届出書

年 月 日			
東近江行政組合		消防署長 様	
届出者			
住 所 _____			
(電話 _____)			
氏 名 _____			
所 在 地	(電話 _____)		
名 称		主 要 用 途	
建 築 確 認 年 月 日	年 月 日	建 築 確 認 番 号	第 _____ 号
※ 消 防 同 意 年 月 日	年 月 日	※ 消 防 同 意 番 号	第 _____ 号
防 火 管 理 者 の 氏 名		防 火 管 理 者 の 役 職	
他の法令による許認可			
敷 地 面 積	_____ m <sup>2</sup>	全従業員数	
営業時間等			
屋 外 消 火 栓 動 力 消 防 ポ ン プ 消 防 用 水 の 概 要			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

様式第1号の2 (第2条関係)

No. \_\_\_\_\_

防火対象物棟別概要追加書類

棟名称				用途				
建物構造				※令別表第1		項		
工事着工年月日		年 月 日		使用開始(予定)年月日		年 月 日		
工事種別		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
延べ面積		m <sup>2</sup>		今回増築面積		m <sup>2</sup> 棟従業員数		
防火対象物	階	床面積 (m <sup>2</sup> )	用途	消防用設備等の概要				
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	特殊消防用設備等の概要

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに防火対象物棟別概要追加書類に必要な事項を記入して添付すること。
  - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。
  - 防火対象物の付近見取図、配置図、各階平面図及び消防用設備等の配置位置図(消火器具、自動火災報知設備の受信機、避難器具等の位置を平面図に記入したもの。)を添付すること。  
なお、必要に応じて、立面図及び断面図(矩形図)の添付を求める場合がある。

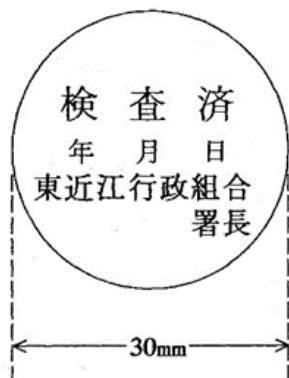
(平30規則4・令和元規則5・令和3規則2・一部改正)



第7編 業務 (東近江行政組合火災予防条例施行規則)

様式第2号 (第2条、第3条、第5条関係)

(令和2規則11・一部改正)



様式第3号 (第3条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー  
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備  
 ヒートポンプ冷暖房機  
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日			
東近江行政組合		消防署長 様	
届出者			
住所 _____			
(電話 _____)			
氏名 _____			
防火 対象物	所在地	(電話 _____)	
	名称	主要用途	
設置 場所	用途	床面積	㎡
	構造	階層	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
届 出 設 備	設備の種類		
	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	
	設備の概要		
	使用する燃料 ・熱源・加工液	種類	使用量
	安全装置		
取扱責任者の職氏名 _____			
工事施工者	住所	(電話 _____)	
	氏名		
※受付欄		※経過欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
  - 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
  - 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - 6 火花を生ずる設備及び放電加工機以外の設備にあっては、使用量欄には1時間当たりの入力を記入すること。この際、電気を熱源とする設備にあっては、1キロワットを860キロカロリーに換算すること。
  - 7 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 8 当該設備の設計図書を添付すること。

(平18規則11・令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第4号 (第3条関係)

急 速 充 電 設 備  
 燃 料 電 池 発 電 設 備  
 発 電 設 備 設 置 届 出 書  
 変 電 設 備  
 蓄 電 池 設 備

年 月 日						
東近江行政組合		消防署長 様				
		届出者				
		住 所				
		(電話		)		
		氏 名				
防 火 対象物	所在地	(電話				)
	名 称		用途			
設 置 場 所	構 造	場 所		床 面 積		
		屋内 ( 階)・屋外		㎡		
	消防用設備等又は特 殊消防用設備等		不燃区画	有・無	換気設備 有・無	
届 出 設 備	電圧	V	全出力又は 定 格 容 量	KW AH, セル		
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日			
	設 置 の 概 要		種 別	キュービクル式 (屋内・屋外)・その他		
主 任 技 術 者 氏 名						
工 事 施 工 者	住所	(電話				)
	氏名					
※受 付 欄			※経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。  
 4 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。  
 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。  
 6 ※印の欄は、記入しないこと。  
 (平成17規則10・平18規則11・令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第5号 (第3条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日			
東近江行政組合		消防署長 様	
		届出者	
		住所 _____	
		(電話 _____)	
		氏名 _____	
防火 対象物	所在地	(電話 _____)	
	名称	用途	
届 出 設 備	設備容量		
	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	
	設備の概要		
工事施工者	住所	(電話 _____)	
	氏名		
※受付欄		※経過欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 5 当該設備の設計図書を添付すること。
- (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第6号 (第3条関係)

水素ガスを充填する気球の設置届出書

年 月 日											
東近江行政組合					消防署長 様						
届出者											
住 所 _____											
(電話 _____)											
氏 名 _____											
設 置 請 負 者	住 所				(電話 _____)						
	氏 名										
監 視 人 氏 名 _____											
設 置 期 間	掲 揚				自 _____ 至 _____						
	け い 留				自 _____ 至 _____						
設 置 目 的 _____											
設 置 場 所	地 名 地 番										
	地 上 又 は 別 荘 上 の 別				用 途		立 入 禁 止 の 方 法				
充 填 及 び 作 業 の 方 法	日 時				場 所						
	方 法				ガ ス 置 場						
構	気 球 型				直 径		材 質				
					体 積		厚 さ				
造	掲 網				材 質		太 さ				
	電 飾	電 球 の 格 圧				灯 数		配 線 方 式		直 列 並 列	
		電 線 の 類				そ 事 の 他 必 要 項					
総 重 量											
支 持 方 法	掲 揚										
	け い 留										
※受 付 欄					※経 過 欄						

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付置するものに限る。）を添付すること。  
 (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第6号の2(第3条の2関係)

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
東近江行政組合		消防署長 様	
届出者			
住 所			
(電話 )			
氏 名			
(法人の場合は、名称及び代表者)			
防火担当者			
住 所			
(電話 )			
氏 名			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指 定 催 し の 開 催 場 所			
指 定 催 し の 名 称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開始 時 分 終了 時 分
一 日 当 た り の 人 出 予 想 人 員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(平26規則8 様式追加) (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第7号 (第4条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎 届出書  
を發するおそれのある行為の

年 月 日			
東近江行政組合		消防署長 様	
		届出者	
		住 所	
		(電話 )	
		氏 名	
期 間	年	月	日 時から 年 月 日 時まで
場 所			
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量			
目 的			
そ の 他 必 要 な 事 項			
責 任 者 氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。  
 4 ※印の欄は、記入しないこと。  
 (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)



様式第8号 (第4条関係)

煙火 打上げ 届出書  
仕掛け

		年 月 日			
東近江行政組合		消防署長 様			
		届出者			
		住所			
		(電話 )			
		氏名			
日	時	年	月	日	時から
		年	月	日	時まで
場	所				
周	囲	の	状	況	
煙	火	の	種	類	及
					び
					数
					量
目	的				
そ	の	他	必	要	な
					事
					項
打	上	に直接従事す			
仕	掛				
		る責任者の氏名			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。  
 4 ※印の欄は、記入しないこと。  
 5 打上げ、仕掛け場所の附近見取図を裏面に記載すること。  
 (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

付近見取図

(打上げ、仕掛け場所から通路、人の集合する場所、建物等に至る距離を記入のこと。)

様式第9号 (第4条関係)

催物開催届出書

年 月 日			
東近江行政組合		消防署長 様	
届出者			
住 所 _____			
(電話 _____)			
氏 名 _____			
防 火 対 象 物	所在地	(電話 _____)	
	名 称	本来の用途	
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造
		m <sup>2</sup>	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使 用 内 容			
開 催 日 時	年 月 日	時 分	時から 年 月 日 時 分 まで
収 容 人 員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名
防火管理者氏名			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。  
 (平18規則11・令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第10号 (第4条関係)

水道断水届出書

		年 月 日	
東近江行政組合 消防署長 様		届出者	
		住所 _____	
		(電話 _____)	
		氏名 _____	
期 間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
区 域			
工 事 場 所			
理 由			
現 場 責 任 者 氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 4 断、減水区域の略図を添付すること。  
 (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

### 露店等の開設届出書

年 月 日			
東近江行政組合		消防署長 様	
届出者			
住所			
(電話 )			
氏名			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏名	(電話 )		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。  
 4 ※印の欄は、記入しないこと。  
(平26規則8 様式追加) (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

道路工事又は占用届出書

年 月 日			
東近江行政組合		消防署長 様	
届出者			
住 所 _____			
(電話 _____)			
氏 名 _____			
期 間	年 月 日	年 月 日	時から 時まで
場 所 又 は 路 線			
工 事 内 容 占 用		種 別	全面 片側 諸車通行禁止
現 場 責 任 者 氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 4 工事施行区域の略図を添付すること。  
 (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

指定洞道等届出書 (新規、変更)

年 月 日		
東近江行政組合 消防署長 様 届出者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____		
設 置 者	法人の名称	
	代表者氏名	
洞道等の名称		
設 置 場 所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。  
 3 洞道等の径路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書、その他必要な図書を添付すること。  
 (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)



様式第11号の3 (第16条関係)

消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事概要書

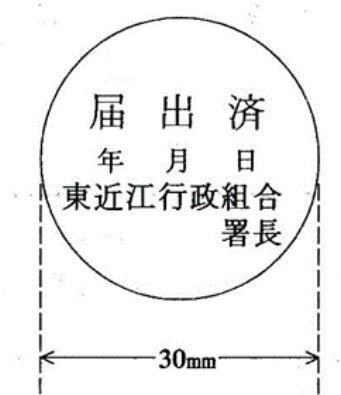
※建築確認申請受 付年月日	年月日	※建築確認申請 受付番号	号
建物主体工事 施工者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)  (電話 )	
管工事又は 電気工事の 施工者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)  (電話 )	
消防用設備等 又は特殊消防 用設備等 の設計者	住所	氏名  (電話 )	
	免状の種類等 都道府県知事 種第 類第 号		
防火対象物の 用途	消防法施行令別表第1( )項		
建物工事の 種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 用途変更		
敷地面積	平方メートル		
建築面積	消防用設備等又は特殊消防用 設備等の工事をする部分	消防用設備等又は特殊消防用設 備等の工事をしない部分	合計
	平方メートル	平方メートル	平方メートル
延べ面積	消防用設備等又は特殊消防用 設備等の工事をする部分	消防用設備等又は特殊消防用設 備等の工事をしない部分	合計
	平方メートル	平方メートル	平方メートル
構造及び規模	造 階建て <input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他		
階名	階	階	階
床面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
用途			
危険物又は指 定可燃物の品 名、数量及び倍 数			
建物工事の進ち よく状況	<input type="checkbox"/> 未着工 <input type="checkbox"/> 基礎工事 <input type="checkbox"/> 軸組工事中 <input type="checkbox"/> 造作工事中 <input type="checkbox"/> 完成		
配線又は配管の 予定年月日	年 月 日		
器具取付予定 年月日	年 月 日		

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 該当する□には、レ印を記入してください。  
 (平18規則11・追加)

第7編 業務 (東近江行政組合火災予防条例施行規則)

様式第12号 (第4条、第11条、第11条の2、第13条、第13条の2、第14条、第14条の2、第16条、第17条、第17条の2関係)

(平21規則5・令和2規則11・一部改正)



少量危険物等 貯蔵 届出書  
取扱

年 月 日					
東近江行政組合		消防署長 様			
届出者					
住所 _____					
(電話 _____)					
氏名 _____					
貯蔵又は取扱いの場所	地名				
	名称				
類、品名及び最大数		類	品名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
	少危	第類			
	指定可燃物				
貯蔵又は取扱い方法の概要					
貯蔵又は取扱場所の位置、構造及び設備の概要					
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要					
貯蔵又は取扱いの開始予定期日					
その他の必要事項					
※ 受付欄			※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

(平18規則11・令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第14号 (第5条関係)

少量危険物等 貯蔵 変更届出書  
取扱

年 月 日					
東近江行政組合		消防署長 様			
届出者					
住所 _____					
(電話 _____)					
氏名 _____					
貯蔵又は取扱い の場所	地名				
	名称				
類、品名及び 最大数量	変 更 前	届出年月日・番号	年 月 日 第 号		
		類	品名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
	少危第類				
	指定可燃物				
	変 更 後	類	品名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
		少危第類			
指定可燃物					
貯蔵又は取扱い 方法の変更内容					
貯蔵又は取扱い場所 の位置、構造及び設 備の変更内容					
変更予定年月日					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第15号 (第5条関係)

少量危険物等 貯蔵 廃止届出書  
取扱

年 月 日						
東近江行政組合		消防署長 様				
届出者						
住所 _____						
(電話 _____)						
氏名 _____						
廃止に係るもの	貯蔵又は取扱いの場所	地名				
		名称				
	届出年月日・番号		年 月 日 第 号			
	類、品名及び最大数量	少危	第類	類	品名	最大貯蔵数量
指定可燃物						
廃止予定年月日						
廃止の理由						
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第16号 (第9条関係)

表 面	
第 号	
消防公務之証	
氏 名	
生 年 月 日	
交 付 年 月 日	
有 効 年 月 日	
写真	
東近江行政組合消防本部	印

54mm

86mm

- 注 1 地模様、色は適宜定める。  
2 中央消防章は金色印刷とする。

裏 面
●本証は他人に貸与、譲渡することはできません。
●本証は勤務中常時携帯して下さい。
●本証を紛失・破損したとき、又は記載事項に変更があったときは直ちに届け出て下さい。
●本証は資格を失ったときは発行者に返して下さい。

様式第17号 削除

様式第18号 (第10条関係)

防火・防災管理講習課程修了証明申請書

年 月 日				
東近江行政組合消防長 様				
申請者				
住 所 _____				
(電話 _____)				
氏 名 _____				
フリガナ				
氏 名		生年月日		年 月 日
講 習	種 別	1 防火管理講習 ( 甲種新規 ・ 甲種再 ・ 乙種 ) 2 防災管理講習 ( 新規 ・ 再 )		
	修了年月日	年 月 日	修了証 番 号	第 号
申請の理由	亡失 ・ 滅失 ・ 汚損 ・ 破損 その他 ( _____ )			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 講習種別の欄及び申請の理由の欄は、該当する項目に○を付けること。  
 3 ※印の欄は、記入しないでください。  
(平24規則7・令和元規則5・令和3規則2・一部改正)



## 防火・防災管理講習修了証明書

氏名	
生年月日	年 月 日生
講習種別	
修了証番号	
修了年月日	

上記のとおり管理講習の課程を修了したことを証明する。

年 月 日

東近江行政組合

消防長



(平24規則7・追加)

消 防 訓 練 実 施 計 画 書

年 月 日

東近江行政組合 消防署長 様

報告者  
防火管理者 氏 名

防火対象物	所在地	
	令別表第1に掲げる区分	項
	名称	(電話 )
	収容人員	
日	時	年 月 日 時 分から 時 分
訓練の種類別	消火訓練 避難訓練 総合訓練 その他 ( )	
参加人員		
訓練の概要		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(平18規則11・令和元規則5・令和2規則11・令和3規則2・一部改正)

様式第19号の2 (第12条関係)

防 災 訓 練 実 施 計 画 書

年 月 日

東近江行政組合 消防署長 様

報告者  
防災管理者 氏 名

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地	
	令 別 表 第 1 に 掲 げ る 区 分	項
	名 称	(電話 )
	収 容 人 員	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分	
訓 練 の 種 別	避難訓練 その他 ( )	
参 加 人 員		
訓 練 の 概 要		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。  
(平24規則7・追加) (令和元規則5・令和2規則11・令和3規則2・一部改正)

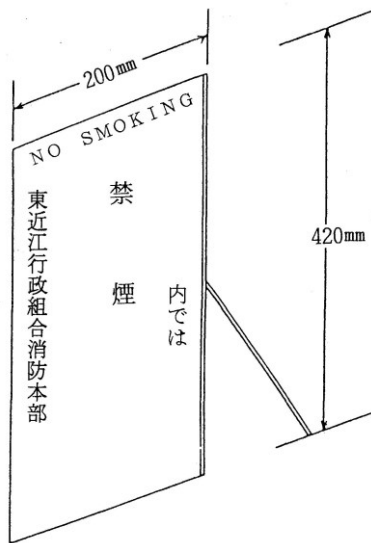
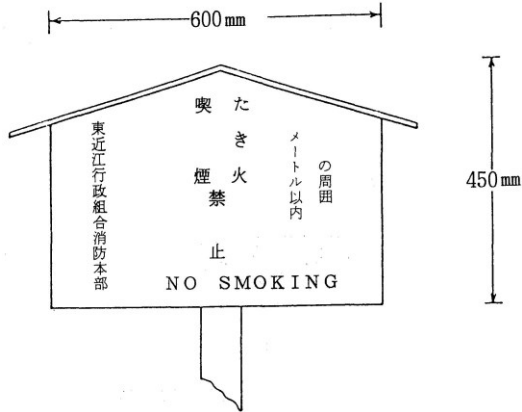
様式第20号 (第14条関係) 削除

(平26規則2・一部改正)

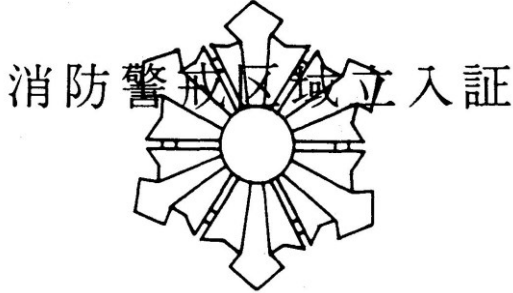

様式第20号の2 (第14条関係) 削除

(平26規則2・一部改正)

様式第21号 (第19条関係)



様式第22号 (第21条関係)

表 面	
90mm	
第 号	様
 消防警戒区域立入証	
有効期限	年 月 日
東近江行政組合消防本部 	
62mm	

- 注 1 地模様、色は適宜定める。  
2 中央消防章は、金色浮出し印刷とする。  
3 本証は記名式とする。

裏 面

- 1 本証は、記名本人に限り有効とする。
- 2 消防警戒区域内に立ち入ろうとするときは、消防職、団員又は警察官に呈示しなければならない。
- 3 本証を呈示した者であっても、現場の状況等により必要がある場合は、立入りを禁止又は制限することがある。
- 4 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 5 本証を紛失したときは直ちに届け出なければならない。
- 6 本証を紛失しても再発行しない。
- 7 有効期限を経過したときは、返納しなければならない。

様式第23号 (第21条関係)

消防警戒区域立入証交付申請書

年 月 日	
東近江行政組合消防長 様	
申請者	
住 所 _____	
(電話 _____)	
職 業 _____	
氏 名 _____	
使 用 者	
使 用 目 的	
枚 数	
※ 受 付 欄	※ 処 理 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
3 ※印の欄は、記入しないこと。  
(令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第24号 (第22条関係)

少量タンク等 水張 水圧 検査申請書

年 月 日			
東近江行政組合		消防署長 様	
申請者			
住所 _____			
(電話 _____)			
氏名 _____			
設置者	住所	(電話 _____)	
	氏名		
設置場所			
タンクの種別		検査の種別	
タンクの構造	形状	容量	ℓ
	寸法	mm	
	材質記号 及び板厚		
製造者		製造日 年 月 日	年 月 日
※ 受付欄		※ 経過欄	
		検査年 月 日 検査番号 第 号	
※ 手数料欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 (令和元規則5・令和3規則2・一部改正)

様式第25号の1 (第22条関係)

少量危険物等タンク検査済証

水張又は水圧検査の別				
検査圧力		kpa		
タンクの構造	形状		容量	ℓ
	寸法	mm		
	材質記号及び厚板			
製造者及び製造年月日				
タンク検査番号		第	号	
年		月	日	
		東近江行政組合	消防署長	印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(令和元規則5・一部改正)



様式第25号の2 (第22条関係)

少量危険物等タンク検査済証	
検査圧力	kpa
検査番号	東行消 第 号
検査年月日	年 月 日
東近江行政組合	

- 備考 1 このタンク検査済証は、縦5センチメートル横7センチメートルの金属製とする。
- 2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に張り付けること。

様式第26号 削除

## 指定催しの指定通知書

東行消 第 号  
年 月 日

様

東近江行政組合  
消防長

⑩

東近江行政組合火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので通知します。

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

### 教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に東近江行政組合管理者に対して審査請求することができます。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に東近江行政組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において東近江行政組合を代表する者は東近江行政組合管理者となります。)

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に東近江行政組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます。

(平26規則8 様式追加) (平28規則13 一部改正)